

4. 後見制度支援預金

(平成30年4月1日現在)

1. 商品名	・後見制度支援預金（普通預金）
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、組合員および組合員となる資格を有する方 ・家庭裁判所にて後見開始の審判を受ける、または受けている方で、同家庭裁判所より本商品にかかる「指示書」を受けた方 <p>※本商品は、被後見人名義での預金について、後見人の手続により取扱います。</p>
3. 契約期間	・定めはございません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき取扱いします。 ※口座開設および入金都度「指示書」が必要となります。 ・現金、小切手その他の証券類でお預け入れいただけます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき取扱いします。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の店頭に表示する普通預金金利+0.100%の利率を適用します。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・付利単位：100円 ・付利最低残高：1,000円 ・毎日の最終残高について1年を365日として日割計算します。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・20%の源泉分離課税（国税15%・地方税5%） <p>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。</p>
8. 手数料	—
9. 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は、原則として振込・振替による預金の受入や口座振替による支払請求を受けることはできません。ただし、身上監護等日常的に必要な資金の定期定額支払が、家庭裁判所の発行する「指示書」により指定される場合は、本商品取扱店舗に開設する通常の普通預金口座への振替に限り、定額自動振替サービスが利用できます。 ・給与・年金などの自動受取口座、公共料金・各種料金などの自動支払口座としてはご利用いただけません。 ・マル優はご利用いただけません。

次頁へ続きます

9. 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座としてのご利用はできません。 ・インターネットバンキング等の各種付帯サービスはご利用いただけません ・キャッシュカードはご利用いただけません。 ・この預金は、後見人が「代理人届」により包括的に代理権授与しての取扱いは受付できません。後見人の代理人による手続きは「委任状」による場合で、組合が認める場合に限りです。
10. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。または窓口にお問い合わせください。
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・巻頭の「当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等」または当組合ホームページ《http://www.tsurushinkumi.co.jp/》をご覧ください。
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は、預金保険制度の対象となり同保険の範囲内で保護されます。 ・この預金は、「後見制度支援預金規程」によりお取扱いいたします。